

半田市立青山児童センター・地域子育て支援拠点運営事業者
公募型プロポーザル 実施要領

2025年7月

半田市 子ども未来部 子ども育成課

1 趣旨

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。

本市では、児童館において、地域における全ての子どもと子育て家庭を対象とした、安全に安心して過ごせる場所として「青山児童センター」の運営及び地域子育て支援拠点の運営主体となる事業者を募集します。

今回の募集は、令和8年度から事業者において、仕様書に基づき「青山児童センター」の管理・運営を行うとともに、地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業）として、乳幼児親子が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、児童の健全育成を促進し、安全に安心して過ごせる居場所づくりを進めていただく必要があります。

2 募集の概要

（1）施設

所在地		半田市花園町四丁目5番地の5（半田市立青山児童センター）
児童センター	開館時間	半田市児童館条例管理規則第3条に基づくものとする。 （現時点参考） ・4月1日から9月30日まで 午前9時30分から午後6時まで ・10月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時30分まで
	休館日	半田市児童館条例管理規則第4条に基づくものとする。 （青山児童センター現時点参考） ・第2、第4土曜日 ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・1月2日、3日及び12月29日から同月31日まで
地域子育て支援拠点		原則として週5日以上かつ1日5時間以上開設すること

（2）配置職員数

事業	配置職員について
児童センター	館長1名、児童厚生員2名以上配置すること。
地域子育て支援拠点	子育て支援員を2名以上配置すること。

（3）業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（※準備期間 令和7年10月から令和8年3月31日まで）

3 公募スケジュール（予定）

本事業選定に関するスケジュールは、概ね次のとおりです。

項目	日程
募集の公表	令和7年7月8日（火）ホームページ・公式LINE
参加表明書等及び 質問書受付期間	令和7年7月8日（火）～7月22日（火）
質疑の回答	令和7年7月28日（月）まで
提案書等の 受付期間	令和7年7月29日（火）～8月28日（木）午前9時～午後5時
審査	令和7年9月中旬（予定）※応募者数により決定
事業者の選定	令和7年9月下旬（予定）
事業者準備期間	令和7年10月～
事業開始	令和8年4月1日～

4 業務内容及び範囲等

仕様書を確認の上、サービス水準が低下しないことを前提として、以下の提案をしてください。

- （1）児童館の運営全般に関する業務
- （2）児童館の維持管理全般に関する業務
- （3）児童館の利用促進に寄与する業務
- （4）その他利用者増加や子どもの居場所づくり事業
- （5）地域子育て支援拠点の運営に関する業務

5 事業収支

受託者が委託期間中に必要な経費の提案を求めます。管理運営経費の上限額は次のとおりです。提案額については、各事業の上限額を超えないものとします。

青山児童センター事業経費上限額	42,187,000円
地域子育て支援拠点事業経費上限額	35,314,000円
計	77,501,000円

6 事業運営の公募

- （1）プロポーザルの参加について

(ア) 提出書類

番号	提出書類
1	プロポーザル参加表明書
2	事業者の概要（様式1）
3	代表者の履歴書（様式2）
4	国税・地方税の納税証明書（参加表明書提出日前1か月以内発行のもの）

(イ) 提出期間

令和7年7月8日（火）から令和7年7月22日（火）まで（土・日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(ウ) 提出先

半田市子ども未来部子ども育成課（半田市東洋町二丁目1番地）

電話番号 0569-84-0658

メール kodomoikusei@city.handa.lg.jp

(エ) 留意事項 受理後の書類の訂正、再提出後等は原則として認められません。

(オ) 参加資格要件審査結果

参加表明書提出後、参加資格要件審査結果通知書にて通知します。

(2) 応募の資格

次の各号のいずれも満たす法人格を有する法人であること。

- ① 児童福祉事業の運営実績があること。
- ② 半田市立青山児童センターの運営に関する業務委託及び半田市地域子育て支援拠点事業に関する業務委託を受託できること。
- ③ 契約締結までの間に令和6・7年度の半田市の入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ⑤ 本プロポーザル実施の参加表明書の提出から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- ⑦ 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- ⑧ 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1項及び第2号に該当しないこと

(3) 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①応募資格に規定する要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- ③見積額が提案上限金額を超過している場合
- ④プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- ⑤提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- ⑦他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合
- ⑧人員配置計画に記載した配置予定者を、契約締結までに確保できなかった場合
- ⑨その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

(4) 質疑回答

応募に当たっての質疑は次のとおりです。

(ア) 質問の受付

質問事項を質問書（様式3）に記入し、半田市子ども未来部子ども育成課に令和7年7月8日（火）から令和7年7月22日（火）までに提出してください。（FAX、電子メール可。）

(イ) 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年7月28日（月）までに半田市ホームページに掲載します。

(5) 提案書等の提出方法

次の書類を提出してください。

(ア) 提出書類

番号	提出書類
1	直近3年分の決算書等財務状況がわかるもの※原本証明されたもの
2	現在運営している施設又は事業に関する資料（任意様式）
3	法人の定款（写し）※原本証明されたもの
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※応募申込日前3か月以内に発行されたもの
5	法人理事会議事録等の写し（任意様式） ※本公募への応募につき、法人として意思決定していることが確認でき、原本証明されたもの
6	提案書について（任意様式）

(イ) 提出部数

原本1部（クリップ止め、A4判縦）

コピー6部（書類は、A4判縦・両面印刷・左綴じ）※複写可

(ウ) 提出期間

令和7年7月29日（火）から令和7年8月28日（木）まで（土・日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

※書類は提出前日までに下記に連絡の上、持参により提出してください。

(エ) 提出先

半田市子ども未来部子ども育成課（半田市東洋町二丁目1番地）

電話番号 0569-84-0658

メール kodomoikusei@city.handa.lg.jp

(オ) 留意事項

受理後の書類の訂正、再提出後等は原則として認められません。

8 審査・選定の方法

(1) 審査方法

提出書類及び面接審査（以下、「プレゼンテーション」という）により選考します。なお、参加者多数の場合は、提案書等の書類審査のみで一次審査を行い、上位5者程度を対象にプレゼンテーションによる二次審査を行います。

(2) 事業者の選定

選考委員会による審査結果を基に市長が事業者を決定します。

ただし、審査結果により事業者の「該当なし」とする場合があります。

(3) 一次審査及び結果の通知

参加者多数の場合は、提案書等の書類審査のみで行い、審査した結果、一次審査参加者全員に対して通知します。

(4) 二次審査及び結果の通知

(ア) 提出書類に基づくプレゼンテーション（15分程度予定）

(イ) 質疑応答（10分程度予定）

入室は4名以内とし、プレゼンテーション結果を基に順位付けを行います。

審査した結果、二次審査参加者全員に対して通知します。また、本市子ども育成課のホームページに決定した事業者名等を公表します。

(5) その他

- ① 提出された書類に虚偽や記載の不備があった場合は応募を取り消す場合があります。
- ② 提出された書類等は、情報公開の対象となり請求により開示する場合がありますので、予めご承知ください。
- ③ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長・選定されなかったことによる損害等も同様とします。
- ④ 決定した事業者の応募計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものは、本市と協議の上認める場合があります。

- ⑤ 決定した事業者において、本募集要項に記載された事項に虚偽事項、若しくは重大な違法行為があると認めるとき、又はその他の事情により適切な事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。また、この場合、事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることができないものとします。
- ⑥ 評価結果が同点となった場合は、委員会で協議の上、上位の者を決定とします。
- ⑦ 選定の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けません。

9 評価項目等

	評価項目	評価内容	配点比率 (合計115)
運営方針・実績	児童館運営に関する基本的な考え方について	・児童館運営に対する熱意や基本となる考え方は、施設の性格、機能及び役割を理解した上で、利用しやすさ等、利用者（特に子ども）の視点での方針となっているか。	5
	児童館運営の実績について	・児童館運営の実績から事業の質に問題はないか。 ・児童福祉事業等の運営のノウハウ、資格、能力があるか。	10
	地域子育て支援拠点運営に関する基本的な考え方について	・地域子育て支援拠点運営に対する熱意や基本となる考え方施設の性格、機能及び役割を理解した上で、利用しやすさ等、利用者（特に子ども）の視点での方針となっているか。	5
	地域子育て支援拠点運営の実績について	・地域子育て支援拠点運営の実績から事業の質に問題はないか。 ・地域子育て支援拠点運営のノウハウ、資格、能力があるか。	10
	サービス向上についての考え方について	・利用者（特に子ども）の意見の把握方法・反映方法は効果的・明確か。 ・苦情への対応は適切か	15
事業提案等	事業計画について	・児童厚生施設の設置目的に沿った提案か。 ・効果的に予算を使用するものか。 ・地域住民や関係団体との連携につながる提案か。 ・ニーズに応じた魅力ある居場所づくりができる提案か。	25
	施設の設置目的を最も効果的に達成する事業について	・子ども育成活動に関する提案が具体的かつ効果的な提案になっているか。 ・子育て支援活動に関する提案が具体的かつ効果的な提案になっているか。	20
事業者	施設の管理体制について	・適切な人員配置、労働条件か。 ・資格等は要件を満たすか。 ・指揮命令系統が明確か。	5
	運営経費（見積書）について	$\frac{\text{応募者中の最低提案金額}}{\text{当該応募者の提案金額}} \times 5 \text{ (小数点以下切り捨て)}$	5
	運営組織について	・団体の経営状況は健全か。 ・該当施設の管理運営をサポートする体制があるか。	5
	市との協力関係について	・事業運営にあたり、本市と良好な協力関係は築けるか。	10

10 留意事項

(1) 追加資料の提出

市が認めたときは、追加の資料を求めることがあります。

(2) 応募に係る費用

提出書類等の提出その他応募に要する費用については、すべて参加者の負担とします。

(3) 提出書類等の取扱い

提出された応募書類は、青山児童センター・地域子育て支援拠点運営事業の選定に使用し、その他の目的には使用しません。また、提出された応募書類は返却しませんが、本市において、適切に管理します。

(4) 参加の辞退

やむを得ず応募を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出してください。

(5) 失格

応募内容に偽りが判明した時は、その団体を失格とする場合があります。

11 問い合わせ先

半田市子ども未来部子ども育成課

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569-84-0658

FAX 0569-84-0610

メール kodomoikusei@city.handa.lg.jp